

件名	愛媛県核燃料税条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法

【制定の概要】

原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、法定外普通税である核燃料税を設けるために制定（有効期間：施行日から5年間）

	価額割	出力割	核燃料物質重量割
課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉を設置して行う運転・廃止の事業（課税期間）四半期ごと	発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵（賦課期日）4月1日
納税義務者	発電用原子炉（施設）の設置者（四国電力株式会社のみ）		
課税標準	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉施設に貯蔵される使用済燃料（原子核分裂前の核燃料物質）の重量
税率	100分の8.5	1,000kWにつき 40,000円→44,000円 廃炉事業の場合は 30,000円→22,000円	1kgにつき500円
徴収方法	申告納付		
納期限	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日	課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日	5月31日

施行日 地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（平成31年1月16日を予定）

【その他参考事項】

1 核燃料税のこれまでの課税の状況

期	有効期間	税率	税収入（見込み）額
1	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	5%（価額割のみ）	2,245百万円
2	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	7%（価額割のみ）	4,138百万円
3	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	7%（価額割のみ）	3,469百万円
4	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	7%（価額割のみ）	5,434百万円
5	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	7%（価額割のみ）	3,980百万円
6	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	10%（価額割のみ）	4,033百万円
7	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	13%（価額割のみ）	3,195百万円
8	5年間（H26.1.16～H31.1.15）	8.5%（価額割） 8.5%相当（出力割） （H29.7～廃炉事業に係る出力割（30,000円/1,000kW）追加）	5,252百万円
9	5年間（H31.1.16～H36.1.15）	8.5%（価額割） 8.5%相当（出力割） 22,000円/1,000kW（同廃炉事業分）500円/kg（核燃料物質重量割）	7,983百万円

2 他県の核燃料税の課税の状況 *佐賀県は、核燃料物質重量割を9月議会の条例改正で追加予定

		福井県	青森県	石川県	島根県	佐賀県	愛媛県
税率	価額割	8.5%	13%	8.5%	8.5%	8.5%	8.5%
	出力割 （廃炉事業）	45,750円 （上記額の1/2）	9,000円	34,900円	40,600円 （63,000円）	46,000円 （23,000円）	44,000円 （22,000円）
	核燃料物質重量割	250円	-	-	*使用済燃料分を含む （500円）	（500円）	500円

*出力割の欄の金額は、熱出力1,000kW当たりの税率、核燃料物質重量割の金額は、使用済燃料の核燃料物質1kg当たりの税率